

上田市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市民が参加する行事において、その参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、行事を主催するものに自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出場所）

第2条 貸出しを行うAEDは、健康推進課で管理し、次の施設に配置する。

| 施設名 | 住所 | 配置数 |
|--------------------|----------------|-----|
| ひとまちげんき・健康プラザうえだ | 上田市中心6丁目5番39号 | 3台 |
| 丸子地域自治センター丸子保健センター | 上田市上丸子1600番地1 | 1台 |
| 真田地域自治センター真田保健センター | 上田市真田町長7199番地1 | 1台 |

（貸出対象）

第3条 AEDの貸出しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1)市が主催（共催を含む。）する行事
- (2)市が後援・協力する行事
- (3)その他、市長が認めた場合

（貸出条件）

第4条 AEDの貸出しの条件は、原則として医療従事者又はAEDの取扱いを含む救命講習等を修了した者が行事の開催期間中、会場に常時配置されていることとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

（貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「借受希望者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から1週間前の日までに、自動体外式除細動器（AED）借用申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（貸出決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、その旨を借受希望者に通知するものとする。

（維持管理）

第7条 前項の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、

AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、AEDを申請した目的以外に利用し、又は転貸してはならない。

(費用負担)

第8条 AEDの貸出しは無償とする。

2 貸出し期間中におけるAEDの運搬等に要する経費は、借受者の負担とする。

3 パッド等の消耗品を使用した場合には、借受者の負担により交換するものとする。

(返却)

第9条 借受者は、貸出期間の満了後、速やかにAEDを返却し、自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 借受者は、故意又は重大な過失によりAEDを亡失し、又は損傷させたと市長が認めるときは、現品、又は市長が相当と認める金額により賠償するものとする。

2 AEDの使用に故意又は過失があったことにより損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(貸出中止・返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、AEDの貸出しを中止し、返還させることができるものとする。

(1)借受者が、AEDを使用しなくなったとき。

(2)借受者が、この要領に違反したとき。

(3)前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。